

公益財団法人日本オペラ振興会 御中

調 査 報 告 書
(概 要 版)

2025年5月23日

第三者委員会

委員長 宗宮 英恵

委員 成 豪哲

委員 山田 瞳

【概要版の位置づけについての留意事項】

本概要版は、第三者委員会が公益財団法人日本オペラ振興会に2025年5月23日付けで提出した「調査報告書」（以下「正式版」という。）を同会が第三者に公表するにあたり、同会から依頼を受けた第三者委員会において、関係者のプライバシー保護及び個人情報の慎重な取扱いに配慮して氏名等を匿名化したうえで、一部の記述を要約・省略し、証拠資料や個別の引用部分を割愛して作成したものである。

このため、本概要版は、あくまで参考資料であり、正式版と比較して限定的な表現や省略された記述が含まれるものであることから、正式な記録・判断の基礎とすべきは正式版に限られる点にご留意いただきたい。

目次

第1	調査の概要	1
1	第三者委員会の設置の経緯	1
2	当委員会への委任事項	1
3	当委員会の構成	1
4	当委員会の独立性	1
5	調査の方針及び考え方	2
第2	調査の期間・方法	4
1	調査実施期間	4
2	実施した調査の概要	4
3	本件調査の限界	4
第3	当委員会による事実認定の対象となる事実の選定	5
第4	調査により判明した前提事実	6
1	日本オペラ振興会の組織概要	6
2	振興会と加盟団体及び団会員との関係	7
3	団会員委員会	7
4	関係者においてハラスメントが発生した場合の調査と処分プロセス	7
第5	調査により判明した事実経緯及び分析	7
1	事象①関係	7
2	事象②関係	9
3	事象③関係	17
4	事象④関係	20
5	事象⑤関係	24
第6	発生原因の分析	26
1	コンプライアンス意識の欠如・不足	27
2	ガバナンス上の問題	28
第7	発生原因を踏まえた提言	30
1	振興会におけるガバナンスの健全化	30
2	振興会役職員におけるコンプライアンス意識の改革	31
3	団会員等に対するコンプライアンスに関する教育	31
4	ハラスメント相談、内部通報に対する体制の整備	31

第1 調査の概要

1 第三者委員会の設置の経緯

藤原歌劇団団員委員会委員であるX氏より、日本オペラ振興会（以下「振興会」という。）2024年10月17日付け「公益財団法人日本オペラ振興会が運営する事業におけるハラスメントについての質問ならびに改善要求」と題する書面（以下「本件改善要求」という。）が振興会に提出され、振興会が運営する事業に関し、多くのハラスメント事案が生じていることの指摘がなされた。

X氏は、本件改善要求において、振興会に対し、振興会におけるハラスメントの具体的な事象として、問題とする出来事を5つ挙げた上、これらに係る①振興会による謝罪及び関係者処分、解決策の提示を求めるほか、②ハラスメントに係るガイドラインの策定、③ハラスメント研修の実施、④ハラスメントを受けた場合の通報先の設定をすることを求めている。

振興会は、本件改善要求を受け、その事態の重要性に鑑み、客観的かつ信頼性の高い調査を行うため、同年11月21日、振興会から完全に独立した中立・公正な弁護士のみで構成される「第三者委員会」を設置した。

2 当委員会への委任事項

振興会から当委員会への委任事項は、以下のとおりである。

- ① 本件改善要求記載の「事象1」から「事象5」までの各事象に関する事実関係の調査（以下「本件調査」という。）
- ② 本件調査で判明した事実に関し、発生原因を分析し、何らかの問題が存在することが明らかとなった場合における振興会への提言
- ③ 本件調査及び提言の結果を記載した調査報告書（以下「本件調査報告書」という。）の作成

3 当委員会の構成

当委員会の構成は、次のとおりである。

委員長 宗宮 英恵（のぞみ総合法律事務所 弁護士）

委員 成 豪哲（のぞみ総合法律事務所 弁護士）

委員 山田 瞳（のぞみ総合法律事務所 弁護士）

また、当委員会は、以下の者を調査補助者として任命し、本件調査の補佐をさせた。

弁護士 鈴木 和生（のぞみ総合法律事務所）

4 当委員会の独立性

当委員会は、その独立性を確保し、実効的な調査を実現することを企図して、振興会との間で、以下の事項を合意した。

- ① 振興会は、当委員会委員長が選任した委員について異議を述べることができない。

- ② 調査対象は、委任事項に係る事実関係のほか、関連する事実、背景、振興会のコンプライアンス及びガバナンス上の問題点等にも及ぶものとする。
- ③ 本件調査に基づく事実認定は、当委員会のみが行うものとし、振興会は、当委員会の事実認定につき一切の指示、示唆、関与その他影響を及ぼす行為を行わない。
- ④ 振興会は、振興会が保有する資料、情報、従業員へのアクセスを保証するものとし、当委員会が必要と認める振興会の従業員、役員及び会員その他の関係者に対して、本件調査に対して協力するよう要請する。
- ⑤ 本件調査の結果は、当委員会が報告書にまとめ、振興会に提出する。
- ⑥ 当委員会は、本件調査により判明した事実及び評価が振興会の役員に不利益となる場合であっても、その事実等を報告書に記載することができる。

5 調査の方針及び考え方

(1) 本件調査における「ハラスメント」の考え方

本件調査の対象となる事象で被害者とされる者はいずれも、振興会の従業員ではなく、いわゆるフリーランス（一人の個人として業務委託を受ける個人事業主をいう。以下同じ。）として振興会との間でオペラ等の出演に係る業務委託契約を締結する者である。

振興会の団会員又は準団会員（以下「団会員等」という。）は、いずれも、個人事業主として振興会からの舞台出演に係る業務委託を受けて各舞台に出演するものであることから、団会員等と振興会との間の業務委託に係る取引は、特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律（2024年11月1日施行。以下「フリーランス新法」という。）施行後においては、フリーランス新法が適用される。

本件調査の対象となる各事象は、いずれも、フリーランス新法の施行日前に生じたものであることから、フリーランス新法が直接適用されることはないが、フリーランス新法の制定趣旨に鑑み、当委員会は、調査対象の各事象がハラスメントに該当するかどうかの判断及び振興会が講じるべき措置の具体的内容を検討するにあたっては、フリーランス新法における考え方に準じて検討することとする。

(2) 本件調査における「ハラスメント」の概念

本件調査における、業務委託におけるセクシュアルハラスメント及び業務委託におけるパワーハラスメントの概念は、フリーランス新法及び「特定委託事業者が募集情報の的確な表示、育児介護等に対する配慮及び業務委託に関して行われる言動に起因する問題に関して講ずべき措置等に関して適切に対処するための指針」（以下「フリーランス新法ガイドライン」という。）に準じ、以下のとおり定義することとする。

なお、フリーランス新法ガイドラインには、報酬の支払期日までに報酬を支払わなかった場合や、受託事業者の責めに帰すべき事由がないのに報酬

の額を減ずること等があった場合において、下記のセクシュアルハラスメント又はパワーハラスメントを伴うときには、当該行為は、業務委託におけるハラスメントに該当し得ることが明記されており、この点に関し、本件調査においても同様に考えるものとする。

ア 業務委託におけるセクシュアルハラスメント

業務委託におけるセクシュアルハラスメントとは、

- (1) ①性的な言動に対する、②受託事業者の対応により、③その者に係る業務委託の条件について不利益を与えること、又は
- (2) ①性的な言動により②受託事業者の就業環境を害すること

をいう。

※「性的な言動」とは、性的な内容の発言及び性的な行動を指し、「性的な内容の発言」には、性的な事実関係を尋ねること、性的な内容の情報を意図的に流布すること等が、「性的な行動」には、性的な関係を強要すること、必要なく身体に触ること、わいせつな図画を配布すること等が、それぞれ含まれる。

※当該言動を行う者には、委託事業者（その者が法人である場合にあつてはその役員。以下同じ。）又はその雇用する労働者（以下「委託事業者等」という。）に限らず、業務委託に係る契約を遂行するにあたり関係性が発生する者（例えば、元委託事業者を含む委託事業者の取引先等の他の事業者（その者が法人である場合にあつてはその役員。以下同じ。）又はその雇用する労働者、業務委託に係る契約上協力して業務を遂行することが想定されている他の個人事業者、顧客等）もなり得る。

※「就労環境を害する」には、当該受託業務者が契約の解除、報酬の減額、取引数量の削減、取引の停止等の不利益を受ける場合や、業務委託に関して行われる受託事業者の意に反する性的な言動により受託業務者の就業環境が不快なものとなったため、能力の発揮に重大な悪影響が生じる等当該受託事業者が就業する上で看過できない程度の支障が生じる場合が該当する。

イ 業務委託におけるパワーハラスメント

業務委託におけるパワーハラスメントとは、

- ① 取引上の優越的な関係を背景とした言動であつて
- ② 業務委託に係る業務を遂行する上で必要かつ相当な範囲を超えたものにより
- ③ 受託事業者の就業環境を害すること

といった3つの要素をすべて満たすものをいう。なお、客観的に見て、業務委託に係る業務を遂行する上で、必要かつ相当な範囲で行われる適正な指示及び通常の見解の取引行為としての交渉の範囲内の話合いについては、業務委託におけるパワーハラスメントには該当しない。

※「取引上の優越的な関係を背景とした」言動とは、業務委託に係る業務を遂行するにあつて、当該言動を受ける当該受託事業者が当該

言動の行為者とされる者に対して、抵抗又は拒絶することができない蓋然性が高い関係を背景として行われるものを意味する。

※「業務委託に係る業務を遂行する上で必要かつ相当な範囲を超えた」言動とは、社会通念に照らし、当該言動が明らかに委託事業者の業務委託に係る業務を遂行する上で必要性がない、又はその態様が相当でないものを意味する。

※「就業環境を害する」とは、当該言動により受託事業者が 身体的又は精神的に苦痛を与えられ、受託事業者の就業環境が不快なものとなったため、能力の発揮に重大な悪影響が生じるなど、当該受託事業者が就業する上で看過できない程度の支障が生じることを意味する。この判断にあたっては、「平均的な受託事業者の感じ方」すなわち、同様の状況で当該言動を受けた場合に、社会一般の受託事業者が、就業する上で看過できない程度の支障が生じたと感じるような言動であるかどうかを基準とする。

第2 調査の期間・方法

1 調査実施期間

2024年11月21日～2025年4月30日

2 実施した調査の概要

(1) 入手資料

当委員会は、以下の資料(書面及び電子情報を含む)を入手し、そのうち、当委員会が有意と認めたものをレビューした。

- ・ 当委員会の依頼に基づき振興会から提供された資料
- ・ 当委員会がヒアリングを行った者から提供された資料
- ・ 当委員会宛に送付された書面等

(2) ヒアリング調査

当委員会は、関係者11名に対するヒアリングを実施(ヒアリング要請時点での休職中の者は、不実施)

3 本件調査の限界

当委員会は、前記のとおり、限られた期間内で、振興会及び関係者から任意に提供された資料と、ヒアリングにおいても任意に供述された内容に基づいて、可能な限り適切と考えられる調査及び検討を実施したものであり、本件調査報告書で報告する事項は、実施した調査の範囲内で判明したものに限定される。このような限られた条件の下では、調査の過程で開示されなかった資料、収集できなかった資料が存在する可能性も否定できず、そのような資料が明らかになった場合には、事実認定及び評価判断も変更される可能性がある。

なお、本件調査は、2025年4月30日までに入手した情報に基づく。

第3 当委員会による事実認定の対象となる事実の選定

本件調査では、X氏による本件改善要求記載事項及びX氏のヒアリングを踏まえた各事象に係るX氏の申立ての要旨に基づき、事象①～⑤について、それぞれ以下の事項を調査対象とした。なお、本報告書における関係各者の肩書及び所属は、特段の断りがない限り、各事象が生じた当時のものによる。

1 事象①

A氏（振興会育成部講師）が、2023年5月26日の振興会育成部の新人歓迎会（以下「本件歓迎会」という。）において、育成部所属の研究生（女性）にキスをしたことについて、振興会として、C氏（振興会理事兼藤原歌劇団総監督）から、A氏に対し、注意を行ったとの事実の有無及びその具体的態様（いつ、どこで、どのような注意を行ったか。）、並びに、当該事実がある場合、嚴重注意と評価し得るか否か。

なお、本件改善要求には、事象①において、A氏が現在も振興会育成部講師を続けていることの是非を問う記載があるが、振興会の人事に係る振興会の認識を問うものであって本委員会の調査目的に必ずしも合致しないこと、また本件調査時点においてA氏は振興会育成部講師の任を解かれているものであることから、本件調査の対象とはしていない。

2 事象②

2020年11月29日開催の「藤原歌劇団&日本オペラ協会 オペラガラコンサート2020」（以下「本件ガラコンサート」という。）に関し、出演者が振興会より出演料の最終的な金額を提示され、寄付を求められた時点及びその内容、並びに、同コンサートの出演料や寄付の決定経緯又は実施について、振興会による出演者に対する強要や一方的・不透明な行為等がされた事実の有無、及び、当該事実がある場合、パワーハラスメントその他の違法又は不当な行為と評価されるか。

3 事象③

2015年12月5日及び同月6日開催の「仮面舞踏会」に関し、匿名の被害者は、ソリスト出演にあたり、D氏（振興会事務局長）に対して出演条件や契約書の提示を求めたところ、C氏（振興会理事兼藤原歌劇団総監督）又はD氏によりこれを拒否された事実の有無、及び、匿名の被害者は同舞台以降、振興会主催の舞台においてソリストに配役されていない事実の有無、並びに、当該事実がある場合、当該キャスティングに関するC氏又はD氏による裁量権の濫用・逸脱があると評価されるか。

4 事象④

C氏が下記（ア）及び（イ）の発言を行った事実の有無、及び、当該事実がある場合、セクシュアルハラスメントその他の違法又は不当な行為と評価されるか。

- (ア) 2017年9月17日に開催された団会員総会のファンの集いに係るイベントの開会の挨拶における「今日は若い子そろえていますので、楽しんでいって下さい」との観客に向けた発言(以下「発言1」という。)
- (イ) 2024年6月6日に開催された藤原歌劇団創立90周年パーティーにおける「●●さん(F氏)は色気がたまらない。●●ちゃん(G氏)は若くてピチピチしている。」との観客に向けた発言(以下「発言2」という。)

5 事象⑤

C氏が、2016年9月11日頃、新国立劇場オペラハウスの楽屋付近で、同日開催の藤原歌劇団公演「カプレーティ家とモンテッキ家」への出演のために楽屋着の状態待機していたX氏に対してハグをした事実の有無、及び、その際C氏が「下着を付けていない」と言いながらX氏の体に自身の体を擦り付けた事実の有無、並びに、当該事実がある場合、セクシュアルハラスメントその他の違法又は不当な行為と評価されるか。

第4 調査により判明した前提事実

1 日本オペラ振興会の組織概要

(1) 振興会の目的と事業内容

振興会は、「オペラ及び声楽全般にわたる公演活動等を行なうとともに、歌手及びスタッフを育成して、オペラ及び声楽全般を主体とする音楽芸術の普及・振興を目指し、もって我が国芸術文化の発展に寄与すること」を目的として昭和56年3月27日に、藤原歌劇団と日本オペラ協会の合併により財団法人として設立され、2012年4月1日に公益財団法人としての認定を受けた。振興会は、当該目的達成のため、「オペラ及び音楽会の開催」、「オペラ歌手、声楽家、スタッフ、合唱団の育成」、「オペラ及び声楽全般の普及」といった「オペラ及び声楽を主体とする音楽芸術の普及向上に関する事業」や、その他当該目的達成のため必要な事業を行っている。

(2) 振興会の加盟団体

振興会には、声楽家による会員組織及び公演事業部門として、藤原歌劇団(1934年創設)及び日本オペラ協会(1958年創設)が存在し、前者は西洋オペラを、後者は日本オペラを上演する組織となっている。

(3) 振興会の組織構成

振興会の組織構成は時期によって異なるものの、当委員会が設置された2024年11月21日時点における組織構成は、「公益財団法人日本オペラ振興会 組織図」記載のとおりであり、評議員会、理事会、運営委員会、事務局等が存在する。

(4) 振興会の役員構成と理事会運営

振興会の役員のうち、理事は 10 名以上 20 名以内、監事は 3 名以内とされ、理事のうち 1 名を理事長とし、5 名以内を常務理事とすることとされている。振興会の全ての理事により構成される理事会は、職務執行権限を有している。

2 振興会と加盟団体及び団会員との関係

藤原歌劇団の団員及び日本オペラ協会の会員は、年間 4 万円（ただし、準団員又は準会員に係る団費又は会費は年間 3 万円）の会費を振興会に対して納め、当該納付金額のうち 50%以下の金額が、藤原歌劇団及び日本オペラ協会の運営や藤原歌劇団団員及び日本オペラ協会会員に対する諸給付のための費用に充てられる）。藤原歌劇団への入団又は日本オペラ協会への入会には、それぞれ有料のオーディションに合格するか、振興会育成部を成績優秀者として修了し藤原歌劇団又は日本オペラ協会への推薦を受ける必要がある。

3 団会員委員会

振興会では、藤原歌劇団団員及び日本オペラ協会会員の意見を振興会の運営に反映させることを目的として、記録上は遅くとも 2011 年頃から、藤原歌劇団の団員・準団員と日本オペラ協会の会員・準会員から選挙で選ばれた 30 名程度の団会員委員を構成員とする団会員委員会が設けられている。

団会員委員会は、「団会員委員会運用規定」及び「団員・会員規定 団員・会員細則」によれば、年 1 回の団会員総会、2 か月に 1 回、団会員委員長が主催する定例会議、2 か月に 1 回の振興会との「連絡会議」をそれぞれ開催している。なお、振興会では年 1 回、団会員との合同会議を開催している。

団会員委員会は、設置当初、振興会との意見交換を主たる目的としていたが、団会員が自ら企画して公演を行う「団会員企画」を提案することをも主たる目的とするものとなっている。

なお、振興会においては、団会員が自ら企画して振興会の承認のもとに行われる公演のことが「団会員企画」と呼ばれるのに対し、振興会が企画して主催する公演が「本公演」と呼ばれている。

4 関係者においてハラスメントが発生した場合の調査と処分プロセス

当委員会による調査時点では、振興会内で発生したハラスメント事案に係る調査や処分のプロセスは特段定められておらず、振興会においても、かかる調査や処分のための体制整備は急務であるとの認識のもと、外部弁護士と協議の上、体制を整備中と聞いている。

第 5 調査により判明した事実経緯及び分析

1 事象①関係

(1) 調査対象となる事項

第 3・1 記載のとおり

(2) 前提事実

本件歓迎会は、2023年5月26日18時から、某飲食店において、振興会のオペラ歌手育成部（以下「育成部」という。）の講師陣や生徒を交え、新入生歓迎のために開催された。本件歓迎会において、当時育成部で講師を務めていたA氏が泥酔し、育成部の生徒の少なくとも2名にキスをするという事案が発生した。

なお、育成部は、振興会において「将来有望な若手オペラ歌手を育てる」という目的のもと、1980年に創設され、以来、1300名以上の研究生が同部を修了しているものである。育成部を修了する際には団会員推薦オーディションも兼ねる修了公演等が行われ、修了者のうち成績優秀者は、藤原歌劇団又は日本オペラ協会へ推薦され、準団会員又は団会員となる。

(3) 当委員会による事実認定・判断

ア C氏からA氏に対する注意の有無及びその具体的態様

関係者ヒアリング及び関係各資料によれば、2024年3月5日頃、某所会議室にて、C氏からA氏に対し、事務局育成部部長R氏同席のもと、本件歓迎会におけるA氏の研究生に対するキス行為について、「(A氏の)愛情表現は悪いことではないと思うものの、今の時代に合わないものであり、気を付けてもらわなければならない。前にもこのようなことで辞めてもらった人がいる。このような注意をすることは残念であるが、私の立場からするとこれ以上同じようなことが起こらないようにしなければならない。」(A氏供述)、「教育者として、そのような行為はやめてほしい。二度とこのようなことがないように。」(C氏供述)との注意がなされたことが認められる。C氏による注意に係る具体的な文言はA氏の供述とC氏の供述とで完全に一致するものではないが、いずれの供述からしても、C氏が、A氏に対し、A氏の行為は、仮に行為者の主観としては愛情表現であったとしても、現代社会にはそぐわないものであり、振興会の団会員等資格の喪失につながり得る重大な行為であるから、二度と同じことが起こらないようにすべき旨の注意が行われた事実が認定できる(以下、C氏による当該注意を「本件注意」という。)

イ 嚴重注意と評価し得るかについて

各供述及び本委員会が収集した関係資料によれば、振興会としては、本件歓迎会の翌日(2023年5月27日)にR氏が電話でA氏に対してセクシュアルハラスメントとして問題となり得る旨を注意した上、同月30日には、振興会の事務所において、R氏が対面で直接に注意をしていること、これを受けて、A氏は、キスやハグを「愛情表現」や「挨拶の延長」と捉えていた認識を改め、同年6月15日の育成部の授業の際に、生徒たちに対し、本件歓迎会でのA氏のキス行為を謝罪したことが認められる。

本件注意は、本件歓迎会から約10か月経過した後のものであるが、事務局育成部部長（R氏）による注意にとどまらず、総監督兼常務理事の立場にあるC氏から注意がされること自体が、当該事態の重大性を示す事情の1つといえる。

また、本件注意におけるC氏の発言内容は、行為者の主観に関わらず、当該行為が問題行為であり、社会的に許容されないことを述べており、かつ、当該行為は振興会の所属資格の喪失という重大な効果を招来し得るものであることを述べるものであって、注意の程度としては重たいものと評価できる。

そして、C氏の発言を受けたA氏は、「（C氏は）鋭い目つきで、かつ、真剣な様子で」あり、「重く受け止めた。」、「クビになってしまうのではないかと思った。」、「本件歓迎会での出来事については、指導者として、大人として、だらしがないことをしてしまったということ、今の社会ではそれが受け入れられない行為であると理解している」と述べるなど、C氏が厳格な態度で注意を行っていることを認識し、かつ、C氏による注意を通じて本件歓迎会でのキス行為を振興会の団会員等資格の喪失につながり得る重大な事態として捉えていることが認められることから、A氏においても、通常の注意よりもより重たい注意を受けたものと認識している。

したがって、本件注意は、平均的な問題行動に対する一般的な注意の程度を超え、深刻な問題行動に対して、二度と同じことをしないように求める、厳重な注意であったと評価し得る。

なお、本件注意は、本件歓迎会から約10か月経過した後に行われたものであり、それだけの期間を要した理由については判然としないものの、X氏によるB氏宛ての2024年1月14日のメッセージにおける、「研修所でのセクハラ等、色々ひどいと、事例を寒空で30分ほど聞かされました。」、「研修所には大学や会社のようにセクハラ講習があるかどうか、あるとしたら、活用、周知ができているかをお聞きしてみたい」などの指摘を契機とした可能性が高い。これらの点において、振興会の対応としては、いささか主体性及び機動性に欠けるとの指摘は免れない側面はあるものの、これらの経過を経て、振興会内で、事態をより重大視するに至ったものとは認められるのであって、よって、これらの事情は、C氏による注意が厳重注意と言い得るとの評価そのものを左右するとまではいえない。

2 事象②関係

(1) 前提事実

ア オペラガラコンサート2020の企画・実施

2020年11月29日（日）、振興会は、自らの主催により、東京文化会館大ホールで、「藤原歌劇団&日本オペラ協会 オペラガラコンサート2020」を開催した。

団会員からは、X氏、G氏、H氏、I氏、J氏、K氏、L氏、M氏、N氏、O氏の合計10名が出演した。この他に、P氏が、また、司会として、藤原歌劇団総監督C氏及び日本オペラ協会総監督E氏が出演した。

本件ガラコンサートは、次に述べる開催の起源に由来して、「団会員企画」によって行われた。団会員企画の場合、演目の決定、キャスティング、各出演者に対する出演料の決定は、団会員に委ねられており、主催者である振興会は、この決定に従って、自ら主催により当該興行を開催し、その収支も振興会に帰属する。

本件ガラコンサートの開催の起源は、団員兼団会員委員であるM氏が、当時団会員委員長であったB氏からの事実上の付託を受けて作成した、同年7月頃の企画に遡る。当初の企画では、M氏の交流のある東京文化会館において「チャリティーコンサート」として実施の上、収益及び寄付金を、コロナ禍で大打撃を受けていた全国のプロオーケストラ等に寄付すること、出演者に対する出演料は、暫定的に、1人あたり10万円とすること等が企図されていた。もっとも、その後の団会員委員会における協議において、各委員からの賛同を得られなかったことから、当該企画自体は実現しないこととなり、M氏も企画からは外れた。その後、団会員の士気を上げるべくコンサート自体は実施すべきとの藤原歌劇団総監督であるC氏の意向も受けて、「コロナに打ち勝つ」というテーマにより、本件ガラコンサートは、引き続き団会員企画として、委員長であるB氏によって主導され、実現することとなった。

イ 本件ガラコンサートにおける出演料請求書・出演料領収書と寄付申込書の発行、出演者への出演料の支払い

下記【表1】のとおり、本件ガラコンサートの出演料に関しては、本件ガラコンサート当日である2020年11月29日付けで（ただし、L氏の領収書に限り、2021年2月14日付け）、各出演者発行の振興会宛て請求書（各出演者名は印字されており、各出演者の氏名欄横に各出演者の押印があるもの）、及び各出演者発行の振興会宛て領収書（金額は印字されており、各出演者の住所・氏名欄に、各出演者による自筆及び押印があるもの）が発行されている。また、同日付けで、各出演者発行の振興会宛て寄付申込書（寄付金額欄、氏名、住所及びプログラム等への氏名の掲載の希望の有無を、出演者が自筆し、押印するもの）が発行されている。

【表1】

	出演者氏名	出演料請求書の金額の記載(円)及び支払方法の記載	【A】出演料領収書の金額の記載(円)	【B】寄付申込書の寄付金の金額の記載(円)	【C】 【A】－【B】

1	(略)	200,000 現金	200,000	129,580	70,420
2	(略)	200,000 現金	200,000	4,580	195,420
3	(略)	200,000 現金	200,000	99,580	100,420
4	(略)	200,000 現金	200,000	67,580	132,420
5	(略)	200,000 現金	200,000	119,580	80,420
6	(略)	— (発行なし)	— (発行なし)	— (発行なし)	—
7	(略)	200,000 現金	200,000	79,580	120,420
8	(略)	200,000 現金	200,000	109,580	90,420
9	(略)	200,000 現金	200,000	129,580	70,420
10	(略)	200,000 現金	200,000	109,580	90,420
11	(略)	200,000 現金	200,000	79,580	120,420
12	(略)	200,000 ※振込	— (発行なし)	— (発行なし)	200,000 (出演料請求書の金額 —【B】)
13	(略)	200,000 ※振込	— (発行なし)	100,000 (※発行日は 2021年3月10 日)	100,000 (出演料請求書の金額 —【B】)

【表1】の各出演料請求書、各出演料領収書及び各寄付申込書の記載や押印自体は、発行名義人である各出演者によって行われたものと認められ、これらの書類は同人らによって作成されたものと認められる。

また、【A】欄記載の金額に係る金員が振興会から各出演者に支払われた事実、及び【B】欄記載の金額に係る金員が各出演者から振興会に支払われた事実は認められない。各出演者が本件ガラコンサートの出演料の手取金額として実際に受給したのは、【C】欄記載の金額から、さらに所定の金額を差し引かれた金員である。

ウ 本件ガラコンサートへの補助金の交付

本件ガラコンサートは、コンテンツグローバル需要創出促進事業費補助金（以下「本件補助金」という。）の交付対象となった事業である。

本件補助金は、特定非営利活動法人映像産業振興機構（以下「本件機構」という。）が、経済産業省からコンテンツグローバル需要創出促進事業費補助金の交付を受けて、本件補助金交付要綱等に基づき、民間事業者等が行う音楽、演劇等の国内における公演等の日本発のコンテンツのプロモーションを行う事業等に要する費用の一部を補助するものである。

本件ガラコンサートについては、申請に係る補助対象経費 535 万 5556 円の約半額である 267 万 7000 円について、2020 年 11 月 6 日付けで、本件補助金の交付決定通知がなされた。同交付決定通知に係る書面には、本件補助金交付申請の日付も、同日と記載されている。

2021 年 6 月 20 日付けで補助対象経費の実績額が 408 万 6805 円となった旨の実績報告書が提出され、同日付けで補助金額が当該実績額の約半額である 204 万 3000 円で確定した旨の補助金額確定通知がなされ、同年 7 月 19 日に、同額が振興会に入金された。

（2）当委員会による事実認定・判断

ア 出演者が振興会より出演料の最終的な金額が提示され、寄付を求められた時点及びその内容について

本件ガラコンサートの出演者である団会員に対する出演料の額の最初の提示は、2020 年 8 月前後頃以降、団会員委員長の B 氏から各出演者（少なくとも、X 氏、G 氏及び M 氏）に対する電話又は SNS のメッセージ機能による連絡によって行われたものであり、その提示金額は、少なくとも同 3 名については 10 万円であったと認められる。

その後、振興会事務局の事業制作部門（主担当は S 氏）及び団会員委員長の B 氏との協議により、本件ガラコンサートを本件補助金の対象事業として申請することが決定されたのに伴い、両者の間で、本件ガラコンサート出演者に対する出演料の額面の額を原則 20 万円とすること、ただし、当該額面のうちの一部は振興会に寄付させることとし、出演料の額面から寄付金の額を差し引いた金額を、原則として現金で、出演者に支払うこととするスキーム（以下「本件スキーム」という。）を採用することが決定された。

そして、本件スキームに基づいて、【表 1】の各出演者が、本件ガラコンサートの出演料として実際に受給（出演者 1～5、7～11 は現金による受給）したのは、下記【表 2】（B 氏が本件ガラコンサートの当日前までに、本件スキームに従い、各出演者の出演料領収書額面等を算出して準備していたエクセル表（以下「本件エクセル表」という。）より一部抜粋し、付番したもの）のとおり、出演料請求書又は出演料領収書に記載の出演料の額面の金額から、源泉税の額及び寄付金申込書に記載の寄付額（人によっては、さらにチケット購入代金）をそれぞれ差し引いた額であると認められる。

【表 2】

	氏名	出演料 領収書 額面	源泉税	源泉差 引後(本 来のお 支払額)	チケッ トギャ ラ	ご寄付	手取り (当日 のお渡 し金額)
1	(略)	200,000	20,420	179,580		129,580	50,000
2	(略)	200,000	20,420	179,580	75,000	4,580	100,000
3	(略)	200,000	20,420	179,580		99,580	80,000
4	(略)	200,000	20,420	179,580	12,000	67,580	100,000
5	(略)	200,000	20,420	179,580	20,000	99,580	60,000
6	(略)	0	0	0		0	0
7	(略)	200,000	20,420	179,580		79,580	100,000
8	(略)	200,000	20,420	179,580		109,580	70,000
9	(略)	200,000	20,420	179,580		129,580	50,000
10	(略)	200,000	20,420	179,580		109,580	70,000
11	(略)	200,000	20,420	179,580		79,580	100,000
12	(略)	200,000	20,420	179,580		0	179,580
13	(略)	200,000	20,420	179,580		0	179,580

問題は、本件スキームの内容が、X氏を含む本件ガラコンサートの出演者に対して告げられた時期であるが、各供述及び本委員会が収集した関係資料によれば、本件スキームについて、出演者は、早い者であっても、本件ガラコンサートの3日前の2020年11月26日のリハーサルの日に振興会事務局の担当者から(M氏についても、本番の数日前に電話で知らされたと供述しており、この日以降に知らされた可能性が高い。)、遅い者に至っては、当日の会場の楽屋において上演の直前若しくは直後に振興会事務局の担当者から出演料請求書等の書面への署名・押印等を求められた際に、それぞれ、初めて告げられたものと認められる。

この点に関し、B氏は、本件ガラコンサートの1、2週間前頃には、各出演者すべてに架電して、出演料の額面額を20万円に増額して本件スキームを採ることについて説明していた旨を供述するが、次のとおり、かかる供述は、各出演者供述と合致する客観的な証拠と矛盾し、あるいは整合しておらず、にわかにはその信用性を認め難い。

すなわち、まず、当該B氏の供述は、本件ガラコンサート本番2日前の2020年11月27日に、X氏が、本件ガラコンサート出演者であるP氏から、「さっき●●さん(B氏)からギャラの話が聞かされた…」、「形だけ20万でやつ」とのLINEによる連絡を受けたことと矛盾する。

また、当該B氏の供述が、仮に真実であれば、常識的に考えて、同じく本件ガラコンサート出演予定のX氏が、P氏からの連絡に対して「詐欺??」などと驚いた反応をしたり、慌ただしくも、本番当日の午前9時台ないし10時台という時間帯に、メッセージで、本件スキームについてM氏が了承する意向であるかどうかをM氏に尋ねたり、本件スキームの発案者、出演料20万円について出演者への振込みの必要性、寄付の署名を同日以降にできるかどうかといった質問をB氏にしたりするようなことはなかったはずである（このようなやりとりは、B氏が本件スキームの提示をしたとされる、本件ガラコンサート当日の1、2週間前の時点で既になさされていてしかるべきである。）と考えられ、B氏の当該供述内容は、これらのX氏・P氏間、X氏・M氏間及びX氏・B氏間のLINEやメッセージにおけるやりとりという客観的証拠と整合しない。

さらに、各供述及び本委員会が収集した関係資料によれば、本件ガラコンサート後の2020年12月13日には、X氏から、メッセージで、本件スキームに関し、出演料の額面額から源泉税を差し引いた金額が一旦出演者に振り込まれた上で、書面によって寄付の依頼を受けるなど、信頼関係が成り立つような形で求められていたならば不安を感じなかったであろうが、全て口頭だけの説明で、本番当日に書面作成を求められたことに不安や戸惑いが生じた旨を指摘されたのに対し、B氏においては、同月14日の返信で、「皆さんに大変ご迷惑をお掛けした」、「今回のことを次なることに生かしてきちんと企画を考えていけたらと思っています」と反省と再発防止の弁を述べたのみで、本件スキームについて十分な猶予をもって説明したといった反論は行わなかったことが認められる。

したがって、本件ガラコンサートの1、2週間前には出演者に本件スキームを知らせていた旨のB氏の供述は、当該メッセージにおけるB氏の応答にも沿わないものである。

以上により、本件スキームが本件ガラコンサートの出演者に伝えられたのは、出演者のうち早い者であっても、本件ガラコンサートの3日前の2020年11月26日のリハーサルの日であり、遅い者に至っては、当日の会場の楽屋において上演の直前若しくは直後に振興会事務局の担当者から出演料請求書等の書面への署名・押印等を求められた際に、それぞれ、初めて告げられたものと認められるのであって、総じて、本件ガラコンサートの直前ないし当日であったといえる。

イ 本件ガラコンサートの出演料や寄付の決定経緯で、強要や一方的・不透明な行為等がされた事実の有無について

前記第5・2（2）アのとおり、本件スキームが出演者に伝えられたのが本件ガラコンサートの直前ないし当日であったことに加え、本件スキームの具体的な内容の説明の態様については、次のような事実が認められる。

各供述及び本委員会が収集した関係資料によれば、本件ガラコンサート本番の3日前に本件スキームを告げられたX氏は、その後、本番当日に、B氏に対して、寄付は自由意思に基づくべきものであって口頭で説明を受けただけで即断することは困難である旨述べて、寄付への同意を留保し、最終的に、出演料を受領しないこととしたと認められる。

他方、同じく出演者であるG氏及びM氏については、当日の会場の楽屋において、上演の直前若しくは直後に振興会事務局の担当者から出演料請求書等の書面への署名・押印等を求められた際に、初めて本件スキームを告げられたものと認められるところ、それぞれ、「考える暇を与えず…まるでヤクザのよう」、「ごねている時間もない」と感じるような、極めて短時間の、有無を言わさぬ状況の下で、書面の作成を求められ、これに応じざるを得なかったものと認められる。このような状況下で、G氏及びM氏は、寄付申込書への署名について、後日の作成でも良いかといった質問こそしなかったものの、仮にこのような質問をしていたならば、X氏と同様に、当日の出演料の支払いはされない取扱いを受けたものと考えられる。

また、B氏が、本件ガラコンサートの当日前までに、本件スキームに従い、各出演者の出演料領収書額面等を算出して準備していた本件エクセル表には、個々の寄付金額について、10円単位まで細かく計算されて予め入力されていたことが認められ、本件ガラコンサート当日も、Q氏によって本件エクセル表が会場に持ち込まれ、寄付金申込書の作成を担当した事務局員（おそらくS氏と思われる。）による当該申込書の作成事務に供されたと認められるところ、実際にこの日に各出演者が寄付金申込書に自筆した金額（【表1】の【B】欄の金額）と、本件エクセル表に予め入力された寄付金額（【表2】の「ご寄付」欄の金額）とは、1名を除く全員において、完全に合致している。このことは、現に、これらの出演者において、予め準備された本件エクセル表における寄付金額をそのまま受け入れたことを意味している。

以上の各事情、並びに、経験則上、真に自由な意思決定をできる状況下において、自己の出演料の中から寄付を求められた場合には、相手方から提示された金額を基礎としつつも、自ら増減を検討した上、最終的な金額について自主的判断を行うものであって、その過程では、提示された額とは異なる寄付額を選択する者が少なからずいるものと考えられること、フリーランスである各出演者において、本件スキームに従うことに抗えば、次回以降の振興会によるキャスティング等において出演の機会を失うなど自己に大きな不利益が生じるおそれがあると考えたとしても無理もないこと等を踏まえれば、本件ガラコンサートの出演料に関しては、本件スキームを受け入れて、振興会側が提示した寄付金額をそのまま寄付した形とすることが、少なくとも、本件ガラコンサート当日に出演料（手取額）の支払いを受けるための事実上の条件となっていたと認められ、かつ、出演者は、同日その場で、この条件につい

て、自由な意思の下に自主的に判断することができず、その受諾を事実上強要されたものと認められる。

また、本件ガラコンサートは前述のとおり団会員企画によるものであったにもかかわらず、本件スキームにおける各出演者の額面上の出演料、寄付額及び差額である手取りの出演料の額は、いずれも、団会員によって選出された団会員委員会にも共有されないまま、団会員委員長のB氏（及び振興会事務局のS氏）の独断によって決定され、団会員である各出演者には、交渉の余地の付与どころか算定基準の説明もされなかったものと認められるのであって、その決定経緯についても、一方的かつ不透明であったといわざるを得ない。

ウ 前記認定事実がパワーハラスメントその他の違法又は不当な行為と評価されるかについて

本件ガラコンサートについては、振興会主催ではあったものの、団会員企画であって、団会員によって選出された団会員委員長であるB氏が本件スキームの決定を主導し、前記第5・2（2）イのような強要や一方的・不透明な行為を主導していたことを踏まえると、当該行為が、理論上当然に振興会そのものの行為とみなされるものとは言い難い。

もっとも、団会員委員長たる地位に対しては振興会から手当が支給されていること、本件スキームは本件補助金の申請や本件ガラコンサートの出演者への出演料の支払いと密接不可分の関係にあるところ、振興会は、本件補助金の申請・帰属主体かつ出演者への出演料の支払主体であるにもかかわらず、本件補助金に係る本件スキームの考案や遂行をB氏に委ねて十分に管理していなかったこと（現に、振興会事務局のS氏が休職により本件のヒアリングに応じられなかった結果、本件スキームの決定経緯を把握する振興会事務局員は皆無であった。）等が認められ、このような事情を踏まえれば、本件スキームに係るB氏の行為は、本来振興会において決定すべきであって、かつ、決定が可能である事項を、振興会においてB氏に委ねたものといえるのであって、法的には、振興会そのものの行為と評価されてしかるべきである。

そして、本件調査におけるパワーハラスメントの定義は、前記第1・5（2）イのとおりであるところ、本件スキームの採用に際してなされた（B氏の行為についての主体と評価される）振興会による団会員に対する、本件スキームを強要した行為や、出演料等の金額を一方的かつ不透明な態様によって決定した行為は、各興行の主催者兼委託者である振興会が、受託者兼出演者でフリーランスの地位にある団会員との間の取引上の優越的な関係（出演者である団会員をして、本件スキームに従うことに抗えば、次回以降の振興会によるキャスティング等において出演の機会を失うなど自己に大きな不利益が生じるおそれがあると考えたとしても無理もない状況とさせる関係）を背景とした言動と認められ（要件①充足）、業務委託に係る業務を遂行する上で必要かつ相当な範囲を超えたものであって（要件②充足）、当該行為により団会員

の就業環境が害されるものである（要件③充足）ことから、かかる行為は、パワーハラスメントに該当するものといえる。

加えて、本件スキームの採用に際して、本件ガラコンサートの出演料を、当初合意されていた10万円から、本件スキームにおける出演者の手取額（実質的な出演料の額）にまで事実上減額した行為は、報酬の減額に該当するものであり、出演料の支払いに際して寄付を強要した行為は、不当な経済上の利益の提供を要請するものにほかならない。このような行為は、フリーランス新法においては不当な行為として明示的に禁止されており（フリーランスに対して1か月以上の業務を委託した場合。フリーランス新法第5条2項1号）、振興会が主催する本件ガラコンサートの開催に不可欠な立役者であるはずの各出演者の地位を軽んじ、その立場への配慮を欠いて、同人らを心理的にも経済的にも苦境に追い込むものであって、その意味でも、著しく不当な行為といふべきである。

なお、本件スキームに関して、仮に、実際に出演者に支給されたのとは異なる、出演料の額面額が、本件補助金の申請に際して補助対象経費535万5556円の一部として計上されていたのだとすると、そのような経費の計上による補助金の申請・受給の妥当性には疑義が生ずるところであるが、この点は、今般の調査の趣旨からは離れることから、今後、振興会において自ら検証されるべき事項として指摘するにとどめる。

3 事象③関係

(1) 前提事実

ア 2015年12月振興会主催の藤原歌劇団公演「仮面舞踏会」について

振興会は、2015年12月5日及び同月6日、東京都渋谷区Bunkamuraオーチャードホールにて「仮面舞踏会」の舞台を実施した（以下、本項において「2015年12月公演」という。）。

2015年12月公演は、以前東京文化会館で実施した公演の指揮者と出演者を変更しての再演であり、C氏を総監督とし、D氏は事務局長としてキャストの決定から発注まで関与する立場にあった。

X氏の主張にある、「匿名」の「被害者」は、当人より了解を得た上で、T氏と顕名する。T氏は、2001年に藤原歌劇団に入団して以降、振興会の準団員として、振興会主催の年間公演（当時は年2～3回程度、現在は年2回程度の開催頻度）において、ほぼ毎公演に合唱部として出演している者である。

本件2015年12月公演においては、「暗殺団」として4人のソリストの配役があるところ、T氏はその1人としてキャストイングされた。

イ 契約条件の提示及び契約書面の交付について

2015年当時、振興会と出演者との業務委託契約については、契約書面の交付は本番直前又は事後的に行われるにとどまり、また、委託報酬

である出演料の提示が、出演者の受託の意思表示の前に具体的に提示されることはほぼないという運用がされていた。

これは、当時の振興会の事務処理において、出演に係る契約書を交付する慣習が一般化されておらず、また、出演料についても、チケットの売れ行き等の当該公演の収支状況が具体化した段階で初めて確定するものであることを主な理由としている。

ソリストの出演料は、合唱部の出演料と体系が異なり、T氏にとって、振興会主催の舞台でのソリスト出演は初めてのことであった。T氏においては、ソリストの最低ランクの出演料は、合唱部としての出演に比して、おおよそ3分の1程度の低額となるだろうと認識していたものの、実際に本件2015年12月公演の出演料がどの程度なのかは、振興会から示されないと認識しようがないため、本件2015年12月公演の稽古が開始した頃、D氏に対し、ソリストとしてのT氏の出演料を含め、本件2015年12月公演に係る業務委託契約に係る契約条件を明確にした契約書を提示することを求めた。これに対し、D氏から、その場では明確な回答を得ることはできなかったが、数日後、出演料の金額のみが記載された書面を受け取った。

そして、本件2015年12月公演後の2016年以降、T氏は、少なくとも、C氏が総監督、D氏が事務局長である間に実施された振興会主催の舞台において、ソリストとしてキャスティングされたことはない。

ウ T氏とD氏との関係について

T氏は、某音楽学校の学生であった頃、当時合唱部として舞台に出演していたD氏に同校の廊下で声を掛けられ、振興会主催のオペラにおける合唱部のメンバーとしてエキストラ出演をした経験を経た後、1997年に振興会のオペラ歌手育成部に入部し、4年間の研修を終えて、2001年に藤原歌劇団に入団したものであり、D氏とは学生時代から面識がある関係性にある。

(2) 当委員会による事実認定・判断

各供述及び本委員会が収集した関係資料によれば、以下の各事実が認定できる。

- ・ T氏が、D氏に対して、公演前の練習期間中に、初めてのソリストの配役をされたため、契約書の交付と報酬の条件（以下「契約条件等」という。）の提示を求めたこと
- ・ T氏が契約条件等の提示を求めたことに対し、D氏からはその場での回答は得られなかったが、数日後、T氏に対しては同人のソリストの配役に対する報酬額を記載した書面が交付されたこと
- ・ 本件2015年12月公演以降、合唱団メンバーへのソリストの配役においては、T氏よりもキャリアの浅い他の合唱団メンバーが選抜され、T氏にソリストが配役されることはなかったこと

- ・振興会主催公演におけるキャスティング権限は、総監督C氏に属するものであり、D氏には直接的にはキャスティング権限はないものの、D氏は、C氏からキャスティングについての相談を受ける立場にあり、キャスティングについて意見を求められることもある立場であったことから、事実上一定の影響を及ぼし得る立場にあったこと

また、合唱団のメンバーの中からソリストをキャスティングする判断基準について、C氏の供述によれば、総監督において、歌手の歌唱力、演技力、これまでの実績、観衆からの見え方（舞台映え）などの専門的かつ複合的な要素を踏まえて当該舞台における当該役柄として適当かどうかを見るものであるとされる。総合芸術であるオペラ舞台の演出において、かかる判断基準に不合理な点はなく、明らかに恣意的で客観的に不合理という事情がない限りは、総監督の自由な裁量の範囲にとどまるものと考えられる。

そこで、本事象において明らかに恣意的で客観的に不合理という事情があるかをみると、D氏の供述によれば、「出演料額について指摘をしてくる人に対して、次回以降面倒だと思うことは正直なところある」と言いつつ、「面倒だからという理由で次回以降キャスティングしないことは一切ない」とのことである。他方で、T氏においても、「このような状況（注：自身に配役がない状況）については、違和感を持っているが、キャスティングは、実力や役柄への適性などを踏まえて決めるものであり、D氏に契約条件等の明示をするなど面倒な人物と思われたためとは一概には言えないことは理解している」と述べている。これらのことから、T氏が本件2015年12月公演以降、ソリストの配役を受けていないことが、D氏又はC氏による恣意的なキャスティングであって客観的に不合理であることを示す事情があるとは言えない。

したがって、本事象について、T氏が本件2015年12月公演前の練習中に契約条件等の提示を求めたこと、以後、同人がソリストの配役を受けられなかったことは、いずれも事実として認定することができるが、同人がソリストの配役を受けられなかったことが明らかに恣意的で客観的に不合理という事情は認められず、当該キャスティングに関するC氏又はD氏による裁量権の濫用・逸脱があると判断することはできない。

もっとも、合唱団のメンバーの中からソリストをキャスティングする判断基準については、専門的かつ複合的な要素が勘案され、総監督の自由な裁量によるところが大きいことから、かかる裁量権の行使について、必ずしも明瞭に示すことができない状況にあることは否定できない。これは、キャスティングの対象となる出演者の立場からすれば、本件におけるT氏のように、契約条件等の提示を求めたから配役を得ないのではないか、キャスティングに影響力がある人物に嫌われているから配役を得ないのではないか、というような疑念を抱くのも無理もないところがある。

そして、出演者がこのような疑念を抱くような根本的な原因は、出演者に対する給付の内容、報酬の額、支払期日等の契約条件を書面で交付して

いなかったことに由来するものであり、振興会が契約条件を書面で交付していれば起こり得なかった事象である。

そもそも、出演に関する業務委託契約の法的性質は、有償の準委任契約であり、有償の準委任契約において報酬に関する合意は欠くことのできない本質的な要素であるから、当然、業務委託契約の成立までに出演者に明確に示されるべきものである。

そうだとすれば、振興会は、本件 2015 年 12 月公演当時においても、出演者に対してできるだけ速やかに、契約条件を書面で交付すべきであったが、T 氏の要求があつて初めて報酬額を記載した書面が交付されたことは、やはり同人がその後にキャスティングに関して疑念を抱くような好ましくない事態であつたといえる。

4 事象④関係

(1) 発言 1 について

ア 前提事実

振興会は、2017 年 9 月 17 日、自らの主催により、「オペラ振興会ファンの集い～藤原歌劇団・日本オペラ協会名歌手とともに～」と題するイベント（以下「本件イベント」という。）を、東京都港区所在の「ホテル JAL シティ田町」（当時）で開催した。

本件イベント当日、会場には、一般客のほか、振興会役員、会員・会員同伴者、団会員が参集した。

本件イベントは、振興会において録画や録音の収録はしておらず、保存されたナレーション原稿によれば、進行の概要及び出演者その他式次第は、次のようなものであつた。

司会者挨拶／振興会理事長挨拶／乾杯挨拶／以降、会食・歓談の合間に、団会員によるアリアの演奏、振興会の今後の企画や団会員の紹介を織り交ぜる／新団会員の紹介／閉会の挨拶

イ 当委員会による事実認定及び判断

各供述及び本委員会が収集した関係資料によれば、本件イベントの録画物は振興会に保存されていないため、発言 1 を裏付ける客観的な資料は存在せず、当日の進行シナリオ原稿にも、発言 1 に合致する又はこれに類似する記載の存在は認められなかつた。

そのため、発言 1 と同様の趣旨の発言が、本件イベント又はその前後においてなされた可能性はあるものの、本件イベントで C 氏が司会を務めるに当たって、発言 1 そのものがなされたとはまでは認定し難い。

(2) 発言 2 について

ア 前提事実

振興会は、2024 年 6 月 6 日、藤原歌劇団「創立 90 周年前夜祭 感謝の夕べ」と題するパーティー（以下「本件パーティー」という。）を、東京都千代田区所在の帝国ホテルで開催した。

本件パーティー当日、会場には、一般客が参集し、団会員からは、(中略)が出演した。

式次第は次のとおりであった。

開宴の辞／理事長挨拶／総監督挨拶／来賓祝辞／乾杯／会食・歓談／中締め／閉宴の辞

なお、本件パーティーについては、振興会において録画収録しており、録画データ(以下「本件録画データ」という。)が存在する。

イ 発言2に関する証拠の状況

(ア) 本件録画データ

本件録画データは、前記第5・4(2)ア記載の式次第のうち、乾杯の冒頭部分から始まり、コンサートの終演で終わっている。

まず、本件録画データによると、進行役のC氏がF氏について発言した内容は、次のとおりと認められる。

- ・コンサート部分において「ファウスト」のマルグリート役で出演したソプラノのF氏を観客に紹介する際の、演奏直前の「この優しさ、何とも言えない色気。これがこのソプラノのやはり特徴でございます。我が藤原歌劇団の誇る、そういう意味では、色っぽいというか女性らしい、そういうソプラノでございます。」
- ・コンサートの終盤で出演者全員を紹介した際の(C氏がF氏に近づきながら行った)「ほんつとにねえ。私もいつもだーんとなってしまうようなソプラノなのですが。●●(F氏)。」

また、本件録画データによると、進行役のC氏がG氏について発言した内容は、次のとおりと認められる。

- ・コンサート部分において、「ラボエーム」のミミ役で出演したソプラノのG氏を観客に紹介する際の、演奏直前の「脂の乗り切っている、年は若いですよ。脂がのっているが年は若い。」、及び演奏直後の、G氏及び一緒に演奏したテノール歌手に対する「いや若いっていいですね。うらやましい。」
- ・コンサートの終盤で出演者全員を紹介した際の「肌の白い、東北からきたソプラノです。白い肌を見ると東北だと思いますが、実際は三重県です。」

ウ 当委員会による事実認定及び判断

本件パーティーにおいて、発言2そのものではないものの、F氏に関する「色っぽい」、G氏に関する「若い」旨の各発言は、C氏によってなされたものと認められる。ただし、「若い」旨の発言は、女性であるG氏だけに向けられたものではなく、G氏と一緒に演奏したテノール歌手の男性に対しても向けられており、相手方の性別の峻別なくして発されたものと認められる。

C氏によるこのような各発言については、セクシュアルハラスメントへの該当性が問題となるところ、C氏は、本件パーティー実施当時、

振興会の役員の地位にあったことから、振興会から業務を受託する団員に対するセクシュアルハラスメントの主体となり得たものである。

まず、「色っぽい」や「若い」は、オペラという、演技を伴う舞台芸術において、出演者である歌手の声や演技を含む表現に対して用いられる場合には、演じる役の個性も含めて、例えば、「性的魅力がある、艶やかな」表現又は「若々しい、初々しい」表現に対する誉め言葉として用いられるものと考えられる。

このように、舞台芸術としての表現に対して用いられる場合について検討するに、まず、「色っぽい」については、特に、オペラは、古典作品が興行における主軸となっている上に、古典作品には男女の関係を描いた作品も多く、それゆえに、オペラにおける登場人物の設定、ストーリー、セリフ、歌詞等は、本質的に、古典的・旧来的な男らしさ・女らしさ像を内包しており、これらとは切っても切れない関係にあるものであるから、出演者によるオペラの表現に対する評価においても、「色っぽい」といった性的ニュアンスを含むものとなることが不可避的であると考えられる。むしろ、このような評価の仕方を制約することは、かえって不自然であって妥当でない。次に、「若い」については、「色っぽい」よりも格段に性的ニュアンスは弱いものであるし、表現の軽やかさ等を示すものとしてポジティブな意味も有し、用いられても問題のないものであると考えられる。よって、これらの言葉が出演者によるオペラの表現に対して用いられる場合には、当該発言行為がセクシュアルハラスメントに該当するとは言い難い。

これに対して、オペラの演出上の表現以外の、出演者個人の外見や個性に対してこれらの言葉が用いられる場合を考えると、「色っぽい」については、上述のとおり性的ニュアンスが比較的強いものであるから、たとえ誉め言葉の意図で用いられても、受け手によっては羞恥心を覚える可能性が否定できない。他方で、「若い」については、性的ニュアンスは比較的弱いものの、受け手によっては、年齢についての自己認識や第三者からどう見られたいかという感覚との間に齟齬や違和感を覚える可能性はありうる。

よって、これらの言葉を、出演者個人の外見や個性に対して用いる場合には、当該発言行為は、その前後における全体の表現ぶりや、発言の場面・態様によっては、相手方の就業環境を害することとなり、セクシュアルハラスメントに当たる場合がある。

そこで、本件パーティーにおけるC氏による「色っぽい」及び「若い」の各発言が、本件パーティーに出演したF氏及びG氏の表現に対してなされたものであるか、両氏の外見や個性に対してなされたものであるかが問題となる。

各供述及び本委員会が収集した関係資料によれば、確かに、本件パーティーに参加した観客2名から、C氏の発言が女性出演者の容姿を褒めたものであるとの受止めの下、そのような発言は不要である旨の指摘を受けたとあり、聞き手によっては、発言1及び発言2その他の

C氏の発言は出演者の外観に対してなされたものと受け止めるものであったと認められる。もっとも、これらのC氏の発言は、本件パーティーのうちコンサート部分におけるF氏及びG氏の歌唱の直前又は直後に行われていること、実際の発言において、「色っぽい」は、歌手としての地位や歌声そのものを示す「ソプラノ」の文言にかかる形で用いられ、また、「若い」は、一般的には技術や技能を褒める際に使われる「脂がのっている」旨の文言と併せて用いられていること等からすると、C氏も自ら弁解するのとおり、これらの各発言がF氏及びG氏の歌唱や演技における表現力に対してなされた側面も否定できない。また、観客から不要な発言であった旨の指摘があったのは、C氏による発言のうちでも、例えば、G氏に対する「肌の白い」等の表現に対するものであったものとも考えられる。

以上によれば、本件パーティーにおけるC氏による「色っぽい」及び「若い」の各発言が、本件パーティーに出演したF氏及びG氏の外見や個性のみに対してなされたものとは断じ難く、よって、当該発言行為が直ちにセクシュアルハラスメントに当たるものとまでは言い難い。

(3) 小括

以上のとおり、当委員会は、事象④に係るX氏の訴えとの関係においては、発言1については、これそのものがなされたとは認め難いことから、また、発言2についても、これそのものがなされたとは認め難く、確実に発言がされた「色っぽい」及び「若い」についても、直ちにセクシュアルハラスメントに当たるものとは言い難いことから、いずれについても、セクシュアルハラスメントに当たるとは認めなかった。

もっとも、発言1に係るヒアリングでは、C氏本人を含む複数の関係者が、「若い子をそろえているから楽しんでほしい」旨と同趣旨の発言はC氏によってよく行われていたと供述し、また、発言2に係る本件録画データでは、C氏が、G氏の外観に触れて「肌の白い」と発言したことが認められるなど、C氏によって、頻繁に、セクシュアルハラスメントに当たりかねないような発言がなされていた可能性が高いことが伺われた。

また、このような発言に関して、C氏は、「観客に楽しんでもらうこと、歌い手を売り込んで興味を引くこと」を重視して「それに伴って、相手が良いと思うか悪いと思うかは考えない」傾向にあった旨を自認しており、D氏やB氏といった関係者も、C氏によるこのような傾向を許容していた可能性が高いことが認められた。

このように、C氏には、観客の関心を買うことを重視するばかりに、発言の対象である出演者たる団会員の受止めや心情への十分な配慮を欠いて、時には、セクシュアルハラスメントと評され得るような不適切な発言に及んでしまう傾向があり、振興会の関係者においてもこれを許容してしまう風潮にあった点は、改善を要するものとして、指摘せざるを得ない。

5 事象⑤関係

(1) 前提事実

振興会は、2016年9月10日及び同月11日、藤原歌劇団公演「カプレーティ家とモンテッキ家」を、東京都新宿区所在の新国立劇場オペラハウスで開催した。X氏は、これらの公演のうち、同月11日の公演（以下「本件2016年9月公演」という。）に出演した。

(2) 当委員会による事実認定及び判断

ア 本件2016年9月公演に関し、C氏が楽屋着のX氏に対してハグした事実及び「下着をつけていない」と言いながら体を擦りつけた事実の有無各供述及び本委員会が収集した関係資料によれば、C氏が本件2016年9月公演に総監督として関与した事実が認められる。

また、X氏の主張するC氏の言動に係る録画物や録音物は存在せず、当該言動を裏付ける客観的な資料は存在しないものの、C氏がX氏に対し強く抱きしめる態様のハグをした事実そのものは、C氏において具体的な記憶はないものの、C氏自身が通常出演者に対して行う行為として自認するものであり、X氏の供述と整合するものであるから、認められる（以下、当該ハグをした行為を「本件ハグ行為」という。）。

本件ハグ行為のタイミングに関しては、X氏は、公演本番又はリハーサル前の準備の段階と述べるのに対し、C氏は公演本番直後である旨述べ、一致しない。この点については、C氏は、出演者に対するハグは、通常、「演奏の上手くいった出演者に対して感動の余りハグをすることがよくあった」と述べるとともに「公演前にハグをするような無神経なことはしない」と述べており、かかるC氏の供述は、舞台を作り上げる指導的立場にある者の認識として合理的であって、一応の臨場感と説得力も伴うものであることから、信用できる。これに対し、X氏の供述は、約8年前の出来事であって記憶が薄れていることがあるとしても、被害を受けて強く不快な思いをしたにもかかわらず状況に係る供述が曖昧で具体性を欠くため、信用性の点で劣る。このような証拠状況を踏まえると、本件ハグ行為のタイミングについては、C氏の供述に基づき、本件2016年9月公演の本番直後であったと認定するのが相当である。

X氏がC氏からハグをされた際に、楽屋着であったかどうかについては、C氏において特段記憶がない点であるが、公演本番直後の楽屋前であれば、片付けの流れで衣装を脱いで楽屋着の状態にいることは自然なことであり、また、C氏において、称賛の意味でのハグという思いが強く、楽屋着であるからといってハグを控えるべきといった認識がないことからすると、ハグをされた際に楽屋着であった旨のX氏の供述に不自然な点はなく、信用できるから、C氏がX氏をハグした際、X氏は楽屋着であったことが認められる。

次に、ハグの際にC氏が「(X氏は)下着をつけていない」と発言した事実については、C氏は明確に否定しており、X氏の主張と対立する。この点については、各供述及び本委員会が収集した関係資料によれば、

今日より約8年前に開催された本件2016年9月公演の公演前後の出来事について目撃者その他具体的事情を知る者がおらず、また、当時から現在に至るまで、当該事実について見聞きしたとの供述は不見当であることから、当該発言があったことを裏付ける証拠がなく、認定することはできない。

ハグの際に、C氏がX氏に対し自身の体を擦り付けた事実については、C氏はこれを否定する一方で、ハグの程度は軽く抱きしめるものではなく「がっ」と抱きしめるものと述べることで、及び、X氏の供述によれば、ハグの時間は5秒程度継続したものであることからすると、ハグの態様としては、欧米等で日常の挨拶として行われるハグの程度を超え、より密接度が高く、その時間も5秒程度継続する、比較的長いものであったことが認められる。しかしながら、各供述及び本委員会が収集した関係資料によっても、C氏が本件ハグ行為の際に、自身の体を擦り付けた事実を裏付ける証拠は不見当であるから、C氏がX氏に対して自身の体を擦り付けた事実までは認定できない。この点については、本件ハグ行為に対して、X氏においては、称賛の意を込めた行為とのC氏の認識とは異なり、下着をつけていない状態での過剰な接触で不快なものと認識したことから、体を擦り付けられたとの印象を受けたことが推察される。

以上から、本件調査においては、総監督の立場にあるC氏が、本件2016年9月公演の本番直後に、楽屋前廊下にて、楽屋着の状態だったX氏に対し、強く抱きしめる態様でのハグを行った事実が認定された。

イ 前記認定事実がセクシュアルハラスメントその他の違法又は不当な行為と評価されるか

C氏は、本件2016年9月公演実施当時、振興会の役員の地位にあったことから、振興会から業務を受託する団会員に対するセクシュアルハラスメントの主体となり得たものである。

当該興行の企画、本番及び結果について責任を負う立場にある総監督が、当該興行の集大成である本番における出演者の各演奏に対して、感極まって、称賛等の趣旨から力強く抱きしめる態様でのハグをする行為それ自体は、舞台芸術等における称賛等の一表現として、その具体的態様が社会通念上相当である限り、許容されるものであって、むしろ、これを制約することはかえって不自然と考えられる。そのため、本件ハグ行為についても、それが本件公演に関する称賛等の一表現として行われたものであり、また、その具体的態様が社会通念上相当である場合には、セクシュアルハラスメントに該当するとまでは言い難い。

本件についてこれを見ると、本件ハグ行為は、舞台の演出からキャストティングのすべての責任を担う立場にある総監督であるC氏が舞台に向けて一定期間準備を重ねてきた出演者であるX氏に対し、本件2016年9月公演の本番直後の楽屋前廊下で行ったものであり、舞台本番からの時間的場所的連続性が認められ、当該公演に対する努力や成功を

讚え合うには極めて自然な場面行われたものあるので、「演奏が上手くいった出演者に対して、感動の余り行った」というC氏の供述は信用でき、本件ハグ行為は、それが本件公演に関する称賛等の一表現として行われたものと評価できる。また、本件ハグ行為の具体的態様については、強く抱きしめる行為であり、いわゆる通常の挨拶でされるハグに比して、密接度が高く、その継続時間も5秒程度と比較的長いものであるが、社会通念上不相当とまではいえず、社会的通念上相当な範囲内のものであったと評価できる。

したがって、本件ハグ行為はセクシュアルハラスメントには該当しない。

もっとも、C氏の供述によれば、オペラの本番の衣装着用時には、女性は、通常は下着を着用しないことをC氏自身も認識していたというのであるから、公演本番直後の楽屋着の状態では、いまだ下着を着用しないままとなっていることも想定され、このような楽屋着の状態ですらさらに強く長時間のハグをされれば、性的な羞恥心を覚えたり、不快に思ったりする者がいるであろうことも、容易に想定できたものと考えられる。また、出演者の側からすれば、総監督の立場にある者にハグを求められれば、それを拒むことは容易でないことも想像に難くない。そのため、称賛の意を込めてハグをすること自体否定されるべきものではないにしても、楽屋着の状態ではなく、私服に着替え終わった後にしたり、あるいは、その状況でハグをすることに先方が違和感を抱かないことを確認するなどの配慮をすべきであったことは、合理的に期待される事項として指摘できる。

したがって、本件ハグ行為は、セクシュアルハラスメントに該当するとまではいえないものの、出演者に対し性的羞恥心を覚えさせたり、不快に思わせる危険を孕み、かつそのことを容易に想定できるものであるから、総監督の立場の者が行った行為としては、配慮を欠く、軽率で不適切な行為であったといわざるを得ない。

第6 発生原因の分析

前記第5のとおり、事象②においてパワーハラスメントに該当する違法行為及び不当な行為が確認され、他の事象においては、ハラスメントとまで言いえないものの、不適切な行為として指摘すべき行為（以下、これらの違法行為、不当行為及び不適切行為を総じて「違法行為等」という。）が確認された。なお、事象①におけるA氏のキス行為のハラスメント該当性は本調査の対象範囲外であることを念のため付言する。

また、本件調査では、これらの違法行為等は、個別には、振興会の役員が指示をし、又は関与したのではなく、組織的な不正と評価される事象の存在は認められなかった。

もっとも、各事象に共通して認められる点として、組織としての振興会及びその役職員並びに各団会員等において法令遵守又は適正取引に対する理解ないし意識が低く、コンプライアンス意識が欠如し又は不足している結果と

して、団会員等が本来であれば守られてしかるべき権利や利益が害されている状況であるにもかかわらず、かかる権利等の侵害者側においてこれらを侵害していることの認識がないか乏しく、侵害されている側においても、そもそも、その状況が常態化していて違和感すら抱かない、あるいは、「オペラ業界の特殊性ゆえにやむを得ない」と受け入れている様子が窺われる。

また、振興会のガバナンスについても、公益財団法人の意思決定機関としての理事会が一応存在するものの、一部の人物の意見が絶対的なものと位置づけられるなど、複数の理事が協議して合議体として決議するという健全な機能を果たしていないことが疑われるほか、決裁権限の所在が明確でなく、客観的には振興会としての意思決定があった上での振興会としての行為と思われるものであっても、理事会の決議を経た形跡がないなど、ガバナンス上の問題が存在することが確認された。

以下では、当委員会として、違法行為等の発生した原因と認めた内容を具体的に記載する。

1 コンプライアンス意識の欠如・不足

事象①については、懇親会という舞台演出とは区別された空間において男性講師が女性生徒に対しキスをすることについて、行為者は、行為当時、「愛情表現」との認識でいたことが述べられたものであるが（なお、かかる認識は行為当時の認識であり、行為者は、本件で振興会から指摘を受けたことをもって改めたとのことである。）、この点について、当委員会による行為者以外の者に対するヒアリング調査の中では、行為者はアメリカでの生活経験があることから、愛情表現、挨拶の延長という認識だったのだろうと一定の理解を示す供述や、オペラは舞台上の演出で強く抱擁したりキスをすることが求められるので、かつては飲み会の場で度胸試しとしてキスをすることを求められることも少なくなかった旨の供述がなされた。いずれも、本件キス行為を正当なものとする趣旨の供述ではなかったものの、オペラ業界の特殊性、舞台演出の特殊性から、舞台を離れた場面においても、ある程度許容されるという認識が前提にあることが窺われた。また、本件に係る行為者に対する振興会理事兼総監督からの注意は、問題行為がされてから約10か月経過した後になされており、それも団会員から当該行為を問題視する指摘を受けたことを受けて動いたものと推察され、その対応に主体性・機動性を欠くことから、振興会としての当該行為の重大性の認識が当初は甘いものであったことが窺われる。

事象②については、団会員に対して本件スキームを強要したことや、出演料等の金額を一方的かつ不透明な態様によって決定したことは、パワーハラスメントに該当する違法な行為であり、また、出演料の支払いに際して寄付を強要した行為は、不当な経済上の利益の提供を要請する著しく不当な行為であるところ、行為者において、実態と異なる金銭授受に係る外観を作成すること、真に任意と言い得るかに疑問が生じる方法での合意取得をすることなど当該行為の不当性に係る認識が薄弱であることが確認された。

事象③については、出演に関する業務委託契約における報酬の明示及び契約書の交付について、2015年当時は、契約書面の交付は本番直前又は事後的に行われるのみであり、その後一時期、契約書面が適時に作成された時期があるものの、今日においても、「予算の関係で金額が定まらない」という理由で、報酬の提示及び契約書面交付が事後的になる場合が少なくない状況であることが認められた。業務委託契約における報酬は、当該契約を締結するか否かの意思決定のために重要な要素であり、業務委託契約の成立まで出演者に明確に示されるべきものでありながら、「予算の関係で金額が決まらない」、「オペラ業界では契約書の交付が遅い又はされないのが通例」といった合理性に欠ける理由に基づき、このような運用が続けられている。これに対して、現状を受け入れる出演者が大勢であり、抗議の声を上げている出演者はあくまで少数であることが確認された。

事象④については、事象④に係る発言そのものではないが、総監督の立場にある行為者が、多数人を前に発言する公の場で、観客の関心を買うことを企図して、発言の対象である出演者たる団会員の受止めや心情への十分な配慮を欠いて、時には、セクシュアルハラスメントと評され得るような不適切な発言に及んでいたのに対し、振興会の関係者において発言を控えるよう注意することなくこれを許容してしまう風潮にあったことが認められた。

事象⑤については、称賛の意を込めてハグをすること自体否定されるべきものではないにしても、ハグをする場合には、下着を着用していない可能性のある楽屋着のときではなく、私服に着替え終わった後にする、あるいは、その状況でハグをすることに相手が違和感を抱かないことを確認するなどの配慮をすべきであったが、そのような配慮がなされないことについて、これまで特段問題視されてこなかったことが窺われた。

これらの各事象からは、問題と捉えるべき行為をそもそも問題として捉えないか、疑念を持ったとしても、是正すべきと考えるに至らない、あるいは指摘しても奏功しないと考えていることが見て取れる。とりわけセクシュアルハラスメントの問題に関しては、その背景には、オペラ業界の特殊性として、旧来的・古典的な男女関係を描く演目が多いことや、日本に比してスキンシップを多用する傾向にある海外から輸入された舞台芸術であるとの認識があり、一般的な場面においては、セクシュアルハラスメントに該当し得る行為も「オペラ業界では許される」との誤った認識につながっているものと思われる。

このことは、組織としての振興会及びその役職員においてコンプライアンス意識の欠如又は不足を示すものであり、振興会の役職員に対して、正しくコンプライアンス意識を浸透させることができている組織の問題として捉えられるべきである。

2 ガバナンス上の問題

(1) 振興会（団会員側）の組織体制におけるガバナンス上の問題点

まず、本件スキームのうちでも各出演者の出演料の額や支払方法の決定については、本件ガラコンサートが団会員企画によるものであったこ

とを踏まえると、振興会ではなく、企画主体である団会員側に権限が留保されていたものと認められる。

この点、団会員側の公的組織としては、内規上必ずしも明らかではないものの、全団会員によって組織されるものと推察される団会員総会と団会員委員会が存在する（「団員・会員規定 団員・会員細則」第8条及び第9条）。しかしながら、団会員企画の興行における各出演者の出演料の額や支払方法の決定に係る規定は見当たらない。

そして、本件ガラコンサートについて、出演者に対する当初の出演料や、その後に額面を20万円として、手取額を当初の額よりも小さくしたこと等について、団会員委員会で協議されたことを示す資料の存在はうかがわれぬ。むしろ、団会員委員長であるB氏自身が、本件スキームは団会員委員会に事前共有することなく、振興会事務局のS氏と2人で決定した旨を供述したことからすると、少なくとも本件ガラコンサートにおける出演者の出演料の額や支払方法については、B氏において、S氏の協力も得つつもその独断によって決定されたと考えざるを得ない。

このように、振興会においては、団会員企画の興行における各出演者たる団会員の出演料の額やその支払方法に関し、その決定権限、判断基準を定めた規定、当該権限が逸脱・濫用されないように監視・監督するための規定がいずれも置かれていないのであって、その結果、団会員の中で、公的組織上の最上位の地位にある団会員委員長が、ほしいままに、当該権限を明確な基準にもよらずに行使するという事態を招いたものである。

団会員である出演者に対する出演料の金額や支払方法の決定権限は、団会員に対する人事権にほかならないこと、他方で、個々の団会員は個人事業主の集合体であって組織としての結束性が比較的弱く、本質的にこのような権限に対して組織的に対峙することが困難な立場にあること等からすると、当該事態は重大な問題といわざるを得ない。

(2) 振興会（理事会・事務局側）の組織体制におけるガバナンス上の問題

本件スキームのうち各出演者からの寄付についての振興会関係者の認識は、本件ガラコンサートという特定の興行に対する寄付ではなく、振興会という法人に対する寄付というものであったと認められる。

仮にこれらの認識に基づけば、当該寄付金は振興会自体に帰属するものなのであるから、当該寄付の実施の当否やその具体的募集方法についても、帰属主体である振興会側の管理の下で行うべきものであった。そして、営利を目的としない公益財団法人にとっては、一般的な寄付の募集の実施であっても、その運営に係る重要な事項であると考えられるところ、本件ガラコンサートにおける寄付のように特定の興行に紐づいた寄付の実施は、振興会において恒常的に行われてきたものではなかったと認められ、なおのこと、法人運営上の極めて重要な事項であったといえる。

この点、振興会の定款上、振興会の運営に関し必要な事項は理事会の決議事項として留保されており、事務局には権限移譲されていないことか

ら、本件ガラコンサートにおける寄付の募集の実施の可否やその具体的募集方法は、振興会の理事会にて決議すべきものであったと考えられる。

しかるに、本件ガラコンサートに先立って実施された振興会理事会において、本件ガラコンサートにおける出演者からの寄付募集の実施やその具体的方法について審議・議決された形跡はない。むしろ、前述のとおり、B氏が、寄付の実施を含む本件スキームは、振興会事務局の企画部門所属のS氏と2人で決定した旨を供述したことからすると、本件ガラコンサートにおける寄付募集の実施やその具体的方法については、団会員委員長のB氏及び振興会事務局のS氏により、理事会の決議を経ずして、権限なく決定されたものと認められる。

このように、しかるべき合議体での審議を経ずして決定された結果、本件ガラコンサートにおいては、本来、寄付者である各団会員の個々の自由意思によって行われるべき寄付が、金額まで予め指定された上で事実上強要される形で行われるという事態となったものであって、かかる無権限行為の問題は重大である。

さらに、本件ガラコンサートの最終的な収支については、振興会の経理部門においても事務に携わったものと認められるところ、経理部門の所属する職員からも、このような無権限による寄付の決定・実施に対する疑義が呈された様子うかがわれぬ。このことから、振興会事務局を含む振興会関係者全体において、振興会定款を含む内部組織規程に対する意識の鈍磨が認められるとの指摘を免れない。

第7 発生原因を踏まえた提言

1 振興会におけるガバナンスの健全化

本件調査において、振興会の定款に従えば、振興会の理事会において決議すべき事項について、振興会事務局と団会員委員長とによって、理事会決議を経ずに決定された例が確認され（事象②）、理事会振興会事務局を含む振興会関係者全体において、振興会定款を含む内部組織規程に対する意識が鈍磨していた。また、出演者と振興会との間の出演に係る業務委託契約の報酬額について、長らく常務理事であったU氏に一任される運用がされていたが、U氏の判断を得られないために、出演者に報酬額を提示できない事態が生じていたものであり、契約上又は契約締結上、出演者に認められるべき適切なタイミングでの情報開示の利益を犠牲にして、振興会の独自の意思決定体制が優先されていた。

そこで、理事会を活性化するには、オペラ業界以外の業界から、複数の有識者を理事として招き、社会取引通念上の適切な意思決定の在り方、内部統制の在り方といったガバナンスの健全化に向けて外部の意見を取り入れることが考えられる。

また、合議体においては、長期間にわたってその構成員を務めることは、合議体の審議の活性化を妨げる弊害が指摘されている。振興会の理事会においても、長期に役員に就任する者がその権限を強め独裁的にならないように、監視監督できる体制を検討することが考えられる。

2 振興会役職員におけるコンプライアンス意識の改革

本件調査の結果によれば、振興会の役職員全体において、コンプライアンス意識の不足又は欠如が認められる。振興会の役職員全体のコンプライアンス意識を改革し、浸透させていくためには、まず、振興会のトップとなる者が、本件調査の結果認められた違法行為等の内容及び原因について十分に認識し、振興会役職員による違法行為等のリスク及びそれによる団会員等に生じ得る不利益、ひいてはオペラ業界全体に与えるマイナスの影響を正しく理解することが重要である。

その上で、振興会のトップとなる者が、自ら、振興会の役職員及び団会員等に対し、今後は違法行為等を容認しない旨の強い決意表明を発信することが考えられる。そして、役職員らのコンプライアンス意識を高めるため、振興会の役職員に係る行動規範の策定や見直し、コンプライアンス研修の継続的な実施等の検討が考えられる。

3 団会員等に対するコンプライアンスに関する教育

前記第7・2に加え、団会員等においても、コンプライアンス意識の不足又は欠如が認められることから、団会員等に対し、コンプライアンスに関する教育を実施することが考えられる。

実施の方法としては、eラーニング、オンライン・対面での研修・勉強会、資料の回覧やアンケートの実施等、様々な方法が考えられる。その際、団会員等において、多少の不適切行為をされたとしても受け入れるべきという風土が根付いている現状に鑑み、どのような行為が不適切行為に該当するかを具体的に示し、周知することも必要不可欠と考えられる。

4 ハラスメント相談、内部通報に対する体制の整備

当委員会による調査時点では、振興会において、関係者におけるハラスメントが発生した場合の調査と処分プロセスは特段定められておらず、振興会においても、かかる調査や処分のための体制整備は急務であるとの認識のもと、外部弁護士と協議の上、体制を整備中とのことである。

体制整備に当たっては、ハラスメント発生時の調査・処分に係るもののみならず、平時からの、相談窓口の設置、ハラスメントに係る相談体制の整備、ハラスメント規程の整備、ハラスメントに係る研修の実施などのハラスメント防止のための措置を早急に講じるべきである。

とりわけ、団会員等においては、振興会又は振興会の役職員その他一定の立場にいる者に対し、意見を述べたり異議を唱えることが、今後の出演機会の喪失につながるのではないかと懸念を抱きやすい立場にいることから、ハラスメントや内部通報を行うことによって、不利益な取扱いを受けることがあってはならないとの点は、特に意識的に取り組むことが必要である。

以上